

2014 年 8 月 18 日

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のための
ガイドライン改訂検討に係る提言の追加

川上 豊幸
熱帯林行動ネットワーク

以下の 2 点について、提言を追加したいと思います。

1. 現行のガイドラインの第二部の生態系及び生物相の項目に、以下の内容を加える。

対象事業が、自然生息地や天然林地域において、著しい転換や著しい劣化を伴う場合には、自然生息地や天然林地域以外で実施可能な代替案が存在しないことの確認と、著しい転換や劣化による影響が緩和されるような十分な設計と実施を確保するなど、技術的妥当性を持つ緩和策を専門的知見に基づいて策定することを条件とする。

世界銀行や IFC の環境社会配慮政策において盛り込まれているにもかかわらず、明示されていなかった、これらの規定を明記することによって、重要な自然生息地や重要な森林のみならず、自然生息地や天然林地域への影響についても、世銀や IFC と同程度の対応を行うことを示すことができる。

2. 現行のガイドラインの第二部の生態系及び生物相の項目について、「重要な自然生息地」や「重要な森林」、「自然生息地や天然林地域」をガイドラインやチェックリストで明確に位置づけるために「3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を及ぼしやすい地域の例示一覧」の「3. 影響を受けやすい地域(2)国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域<自然環境>」の項目に上記項目 1 に関連して、「自然生息地や天然林地域」を追加するとともに、以下の修正をしたい。

生態学的に重要な生息地は、珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟に限られないので、イを「生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟などを含む生物多様性保全において重要な地域）」に修正。

世銀や IFC 等では、貴重種について IUCN やバードライフの指定なども例示しているので、「国内法、国際条約、国際組織等において保護が必要とされる貴重種の生息地」と、「国際組織等」を追記する。

また、<社会環境>の項目を修正して、「少数民族或いは、先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活様式や、これらの伝統的コミュニティが保護すべきと受け止める地域、もしくは特別な社会的価値のある地域」と、「これらの伝統的コミュニティが保護すべきと受け止める地域」を追記する。これは、生活区域が必ずしも、保護すべきと受け止める地域に含まれない場合があるので、FAQ で示している文言を明記しておくことで理解を促進するため。

以上